

産業建設常任委員会

日 時 平成26年2月10日(月)午前10時～
場 所 第2委員会室

1 開議

2 事件

行政報告

- (1) 景観計画の取り組みについて
- (2) 都市計画決定業務(公園)の状況等について
- (3) 西別院町元工業団地用地の状況について

3 その他

景観計画の取り組み

2014. 2. 10

都市計画課

景観計画（案）の概要

□ 「住んで良かった」「訪れて良かった」と思える
まちづくり

景観計画区域

1. 歴史的景観形成地区
2. 都市景観形成地区
3. 湯の花温泉景観形成地区
4. 自然景観形成地区
5. 一般地区（その他のエリア）

■ 主な基準： 高さ、屋根(勾配)、外観、色彩などを制限する

別紙 ①

条例の制定に反対する請願

平成23年6月20日に付帯決議（6月定例会）

（請願）

地域住民の意思を反映しない性急な条例制定に反対、急ぐ場合は紺屋町を外してほしい。

（意見）

陳情・要望等を出された、本町、新町、紺屋町の地元住民に説明責任を果たし、合意形成に取り組まれない。

亀岡市の景観取り組み

これまでの取り組み

- H4年 亀岡市都市景観形成基本計画を策定
- H6年 道路の美装化、街路灯の設置スタート
- H8年 亀岡市都市景観形成ガイドプラン策定
⇒（建築の際に任意の届出にて指導）
- H17～H21年 まちづくり交付金事業
- H19年 京都府景観条例が制定される
- H22年 亀岡市が景観行政団体へ移行

別紙 ②

景観計画の取り組み①

- 亀岡市景観制度策定委員会の設置
- 景観まちづくりニュースの発行
- 説明会、フォーラム、パブリックコメント等の実施
- 景観行政団体へ移行
- 都市計画審議会への報告
- 景観計画（案）の市長報告
- 反対の要望、請願の提出

別紙 ②

景観計画の取り組み②

- 景観計画（案）の一部見直し
- 自治会単位の説明会(懇話会)の開催
- 町家所有者にアンケート調査の実施
- 広報紙「キラリ★亀岡」へ景観シリーズ連載
- 亀岡祭とタイアップ
 - 城下町フェスティバルin亀岡祭
 - (町家絵画展開催)
- 景観フォーラム等による啓発活動

別紙 ②③

自治会単位の説明会(懇話会)

- 中部自治会13町に依頼文書を配布
 - 懇話会開催： 8町（紺屋町含む）
 - 議会の判断に任せる： 1町
 - 説明会は開催しない（反対）： 1町
 - 依頼文書受取り拒否： 1町
 - 返答無し： 2町（本町・新町）
- 個別に自治会長等と協議調整中

別紙 ④

町家所有者のアンケート結果

- 調査80件・回答46件（回答率57.5%）
 - お住まいの景観について？
 - 好き 66%、好きではない 13%
 - 町家の景観をどうするのがよいか？
 - 保全又は活用 64%、個人に任す 17%、
 - 必要ない 2%
 - 景観計画をご存じですか？
 - 初めて 26%、言葉だけ 54%、内容まで 18%
- 町家保全の為、補助金等の助成制度が望まれる

別紙 ⑤

景観計画と関連する事業

- 景観形成総合支援事業
⇒ (H19~H23まで、暫定事業)
- 集約促進景観・歴史的風致形成推進事業
⇒ (H26からスタート予定)
- ▶ 文化的景観事業(教育委員会)

(上記の取組みには、景観計画が必須条件)

別紙 ⑥

今後の事業取組みについて

- 景観計画の条例化に向け取組みを進める課題のある町への対応
 1. 全体を緩い規制で計画区域に入れる
 2. 同意形成ができるまで計画区域から外す
 3. 住民の発意による行動へ導く

失われていく町並みを守るため、交渉は粘り強く継続しなければならないが、現時点で出来ること、やるべきことを整理し進めなければいけない。

別紙 ⑦

京都・亀岡保津川公園 (公聴会の取組み)

まちづくり推進部
都市計画課

公聴会の日程

- (と き) 平成26年2月7日(金)
午後2時から午後4時30分
- (ところ) 亀岡市役所 市民ホール

都市計画原案の周知

- 都市計画原案の閲覧
平成26年1月16日～平成26年1月29日
- チラシの全戸配布
平成26年1月15日発行
- 市長記者会見
平成26年1月14日

資料1

公述の申出

- 公述の申出期間
平成26年1月16日～1月29日
- 公述申出者： 28人
意見区分： 賛成14人 反対9人 その他5人
- 公述人の選定
公述時間10分/人、最大13人まで
意見区分で抽選により決定(比例配分)

公述申出の意見概要

資料2

○賛成意見(14人)

- ・にぎわいの場創出と亀岡の活性化
- ・公園整備でアユモドキの保全を
- ・青少年の育成とスポーツ振興

○反対意見(9人)

- ・都市計画マスタープランに未掲載
- ・治水問題及び交通問題

○その他意見(5人)

- ・埋立が心配、遊水機能はどうなる？
- ・新しい計画より従来の計画を進めてほしい

公聴会の開催

○ 2月7日(金)、午後2時～午後4時30分

○ 公述人: 13人(出席者 人)

・賛成意見 : 6人(" 人)

・反対意見 : 4人(" 人)

・その他意見: 3人(" 人)

○ 傍聴者: 人

○ 結果概要は後日ホームページに掲載します

公述申出の意見概要

○賛成意見（14人）

- ・ 周辺の開発計画と連携し、にぎわいの場として活用できるよう早急に進めてほしい。
- ・ 多くの子ども達や人々が活動できる施設をつくることで亀岡に憩いの場ができ、活性化につながる。
- ・ 地域が一生懸命守ってきたアユモドキは、公共施設として公園化して守る以外に手はない。
- ・ 地域として出来る限りアユモドキの保護活動を行ってきた。他の生息地で絶滅した責任を棚上げにして、無責任に地元だけに負担を押し付けるような話も聞くが、保全活動が継続できるよう一日も早く公園整備を進めてほしい。
- ・ 本計画は、スポーツを通じた青少年の健全育成に対する波及効果が大きい。

○反対の意見（9人）

- ・ 都市計画マスタープランに京都・亀岡保津川公園の整備は記載されておらず整合していない。都市計画決定は手続きに問題がある。
- ・ 桂川の現改修段階で公園配置をすると洪水の危険性が一層高まる。少なくとも霞堤をあげるか、保津峡開削を行えるまで土地利用を避けないと下流地域が犠牲になる。
- ・ 国道9号をはじめ、その迂回ルートの市道などで慢性的な交通渋滞が発生している。周辺生活環境への影響や対策が示されておらず、通学路の安全対策などが最優先に取り組むべき喫緊の課題である。

○その他の意見（5人）

- ・ 公園計画区域を埋め立てることで、洪水時の被災地域が拡大する。計画に反対ではないが、安全・安心のまちづくりという趣旨に反する気がする。
- ・ 昨年9月の18号台風での水害は記憶に新しい。遊水機能を持った土地を開発して治水は確保されるのか疑問である。
- ・ 新しい計画ばかり進めるのではなく、実現できていない計画を進めることが先決ではないか。

「亀岡市緑の基本計画」の改訂

まちづくり推進部
都市計画課

緑の基本計画とは？

- 都市の緑は、豊かな心を育て...
快適、潤い環境など共有の貴重な財産
- 都市緑地法第4条に定める「緑のマスタープラン」

改訂の背景

- 平成14年12月策定から10年以上が経過
- 上位計画の改訂
平成23年1月 第4次総合計画～夢ビジョン～
平成24年11月 都市計画マスタープラン

改訂ポイント

- I. 生物多様性への配慮
- II. 保津川かわまちづくり計画の反映
- III. 都市基幹公園の再編整備に関する検討
- IV. 構成の見直し

市民周知と意見募集

- チラシを全戸配布：平成25年12月2日発行
- パブリックコメントの募集
平成25年12月2日～平成25年12月27日
意見数：6件
- 意見概要
 - ・ 新たな基幹公園の自然景観保全、貴重種生息地の保全、防災・減災施設整備の意見
 - ・ JR馬堀駅周辺にグランドゴルフの公園を、他

基本計画改訂検討会議

- 委員構成
 - 学識経験者2名
 - 団体選出 7名
 - 計 9名
- 会議(3回開催)
 - ①平成25年9月13日
 - ②平成25年11月19日
 - ③平成26年1月28日

意見募集結果公表資料(個別案件用)

案件名	「亀岡市緑の基本計画」改訂原案	公表日	平成26年2月5日
<p>上記案件について、貴重なご意見をお寄せいただきありがとうございました。 お寄せいただいたご意見及びこれに対する亀岡市の考え方を以下のとおり公表いたします。</p>			
意見募集期間	平成25年12月2日(月)～平成25年12月27日(金)	意見数	6件(4名)
No.	意見の要旨	亀岡市の考え方	
1	都市基幹公園を新たに配置するとあるが、緑化は自然を壊して行うものではなく、自然を生かして行うものである。また、周辺地域は絶滅危惧種のアユモドキの生息地ともなっており、緑化の名目で素晴らしい貴重な自然・景観を破壊することはやめてほしい。	都市基幹公園の整備にあたっては、地域のにぎわいと交流を育む公園として、また、天然記念物であるアユモドキなどが生息する豊かな自然環境を次世代へ継承していくための環境保全の拠点となる公園として、整備を進めていく予定です。	
2	環境に配慮すると言うのなら、アユモドキや多くの魚類・蜻蛉の生息する場所にスタジアムを作るべきではない。そこにしかないものは亀岡市の大きなセールスポイントになるので大切にしてほしい。	多種多様な生物等の保全につきましては、本計画の環境保全及び生物多様性の施策におきまして、保津川かわまちづくり計画に基づき多種多様な生物が生息できる豊かな水辺環境の保全を図ることや、特色のある動植物の生息・生育環境の保全を行い、生息環境を活かしたまちづくりに努めることを位置づけております。特にアユモドキについては、都市基幹公園の整備に合わせ、積極的な保全活動に取り組むこととしております。	
3	都市基幹公園を避難場所となる緑地に位置付けているが、この周辺は水害が頻発している地域である。避難場所は地震にも水害にも対応できる場所ではなくは金の無駄遣いである。	都市基幹公園の整備にあたっては、桂川および支川で現在確保されている治水機能を損なわないことを前提に、地域の防災・減災に資する機能を有する公園として検討を進めてまいります。	
4	都市基幹公園の整備により、市民スポーツの振興や青少年の夢の実現と健全な育成を図るとあるが、そもそもスタジアムは市民が気軽に使えるものではない。また、バーベキューができる施設を整備することによって環境に悪影響がでないか。	都市基幹公園は、市民が憩える休憩施設や芝生広場等を中心とした交流・レクリエーションの拠点として整備を進めていく予定です。なお、本公園内に京都府が球技専用スタジアムを建設する予定です。今後の公園整備にあたりましては、環境負荷の軽減等も含めた整備計画を検討してまいります。	

No.	意見の要旨	亀岡市の考え方
5	<p>JR馬堀駅の近辺にグランドゴルフ等ができる身近な運動公園がない。 現在、トロッコ亀岡駅北側でグラウンドゴルフを楽しんでいるが、仮利用であるため、現在の駐車場予定地の変更もしくは周辺にそのような施設を整備してほしい。</p>	<p>JR馬堀駅周辺における公園の整備につきましては、「5・3篠地区の方針(2)篠地区の『緑』の方針の「健康・レクリエーション」の中で、地区のバランスを考慮しながら身近に歩いて行ける公園(街区公園)などの整備を推進することを位置づけております。</p> <p>また、JR馬堀駅周辺は、『水』の拠点として「保津川かわまちづくり計画」に基づく整備を進める区域として位置付けており、その計画の中では周辺地域を「いこいの水辺ゾーン」とし、地域の様々な交流や市民の身近な広場として憩いの水辺空間を創出することとしています。具体的な土地利用につきましては、保津川かわまちづくり推進協議会で検討が進められているところです。</p> <p>お寄せいただいたご意見は、今後事業・施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>
6	<p>周辺の緑が美しいので、平和台公園につながる里道を整備してほしい。</p>	<p>「緑」の拠点に位置づけている「平和台公園」へのアクセス道路の整備につきましては、「4. 5 健康・レクリエーション (2)健康・レクリエーションの施策 ③水と緑のネットワークの形成」の中で、拠点的な公園・緑地などを結ぶ水と緑のネットワークの構築を推進することとし、本計画に位置付けています。</p> <p>お寄せいただいたご意見は、今後事業・施策を検討する際の参考とさせていただきます。</p>

都市計画道路網の見直しについて

まちづくり推進部
都市計画課

見直しの目的

「京都府都市計画道路網の見直し指針」(平成18年7月策定)

● 見直しの目的

社会情勢の変化(少子高齢化→人口・交通量の減少)



長期間未整備となっている都市計画道路を見直し



効率的な道路整備の推進

● 議会説明 平成25年2月20日 産業建設常任委員会にて説明

亀岡市都市計画道路の現状

21路線、延長約52.27km を都市計画決定

- ◎ 整備済 約 28.62km (54.8%)
- ◎ 事業中 約 3.15km (6.0%)
- ◎ 未整備 約 20.50km (39.2%)

(平成24年3月31日現在)

*当初決定は昭和34年

見直し検討対象路線

事業未着手の路線を対象に問題点を抽出

- 1. 都市の骨格に必要か → 広域ネットワーク
- 2. 交通機能として必要か → 混雑の緩和等
- 3. 空間機能として必要か → 防災空間の確保
- 4. 計画実現上の課題は → 歴史文化資産との重複

都市計画道路見直し原案

平成25年3月1日、チラシを全戸配布

◎都市計画道路の変更(原案)の概要

- 路線の廃止：2路線
紺屋三宅線、下矢田三宅線
- 路線の短縮：4路線
余部安町線、紺屋亀岡停車場線
並河西条線、余部北河原線
- その他、隅切り・交差点の変更

説明会等開催状況

◎平成25年3月22日、23日、24日 計45人の参加

以降関係する自治会に出向き説明

- 亀岡地区東部自治会 8月10日
- " 西部自治会 8月2日、12月1日
- " 中部自治会 8月9日、11月25日
- 曾我部町自治会 9月10日
- 大井町自治会、吉川町自治会

別紙 ①

公聴会の周知及び公述申出

- 都市計画公聴会開催の公告
平成26年1月29日(水)
- キラリ☆かめおか 平成26年1月15日号に掲載
- 都市計画案の縦覧及び公述申出
平成26年1月30日(木)～2月12日(水)

公聴会の日程

- (とき) 平成26年2月19日(水)
午後2時から午後4時30分
- (ところ) 亀岡市役所 市民ホール

都市計画道路網の見直しに係る説明会等開催状況

■市民全体を対象とした説明会

①3月22日(金) 19時30分～21時 参加者 19人

- ・ 都市計画は百年の計として定めるもの。整備の見通しが立たないから廃止するという後ろ向きな考え方は容認できない。どれだけ長い時間が掛かろうとも都市計画を残しておいて将来的に整備すべき。
- ・ 都市計画道路を整備しなかったことで交通事故が起きた時はどうするのか。今できないからといって廃止するものではない。
- ・ 余部町の旧道は道幅が狭いのに自動車交通量が多く危険。住宅地を分断することになってでも国道9号のバイパス道路として余部安町線と余部北河原線は整備すべき。
- ・ 府道東掛小林線の亀岡運動公園から曾我部小学校までの区間は朝夕の自動車交通量が多く危険。国道423号バイパスが整備されれば更に増加する。並河西条線は府道東掛小林線に変わるバイパス道路として整備すべき。
- ・ 旧亀岡町内の道路の現状を考えると都市計画道路の廃止は反対。地域に入って見直し原案を見直すべき。
- ・ 自治会や住民の意見を聴いて再検討してほしい。きっと皆さん廃止には反対するはず。

②3月23日(土) 10時～11時30分 参加者 14人

- ・ 見直しの都市計画決定までに要する期間は、⇒都市計画公聴会以降で通常1年
- ・ 意見がある人は意見を言わなければ市の原案を容認することになる。意見を言うべき。

③3月24日(日) 13時30分～15時 参加者 12人

- ・ 廃止路線について、都市計画があることによる制限はいつなくなるのか。土地利用に影響が生じる。

■ 亀岡地区東部地区を対象とした意見聴取

① 亀岡地区東部自治会役員を対象とした意見交換会

8月10日(土) 13時30分～15時 参加者7人(亀岡地区東部自治会役員)

- ・ 整備の見通しが立たない路線をいつまでも残しておく必要性が見当たらない。廃止の方向ですすめてほしい。
- ・ 地域を分断する道路整備は地域コミュニティを分断する。今回の廃止路線は以前から廃止して欲しいと言ってきたもの。残さないでほしい。
- ・ 府道亀岡園部線の整備を進めてほしい。

② 亀岡地区東部自治会だよりに掲載

9月1日発行 配布先：亀岡地区東部自治会内住民

- ・ 亀岡地区東部自治会役員会で調整した結果、地域住民からの意見聴取方法として自治会内で全戸配布される「亀岡地区東部自治会だより」を通じて周知と意見申し出の機会を設けることで対応すべきとされた。
- ・ 各町住民からの見直し原案に反対する声はなかったとのこと。

③ 亀岡地区東部フェスタ 2013 でパネル展示

11月16日・17日開催 場所：亀岡地区東部自治会事務所

- ・ 多くの地域住民が来場される亀岡地区東部フェスタ 2013 でパネル展示して、周知を図る機会として活用してはどうかとの自治会長からの提案を受け実施。
- ・ 来場者からの見直し原案に反対する声はなかったとのこと。

■ 亀岡地区中部地区を対象とした意見聴取

① 亀岡地区中部自治会役員を対象とした意見聴取方法の調整

8月2日(金) 19時30分～20時15分

参加者16人(亀岡地区中部自治会内関係町役員)

- ・ 整備の見通しが立たない路線は廃止すべきだが、制限を課され続けてきた住民からすれば、規制しておいて一方的に廃止するのはおかしいのでは。
- ・ 防災面からも亀岡園部線は整備すべき。
- ・ 地域住民から直接意見を聴く場を設けることとして調整する。

② 亀岡地区中部自治会住民を対象とした意見交換会

12月1日(日) 19時～20時45分 参加者15人

- ・ これまで課されてきた規制に対する補償はないのか。⇒全国的に認められない。
- ・ 町内に国道9号からの通過交通が流入してくるような道路整備は不要。
- ・ 国道9号の交差点改良などで渋滞緩和を図ってほしい。
- ・ 亀岡地区中部自治会として整備の必要性や緊急性が低下した路線は廃止すべき。

■亀岡地区西部地区を対象とした意見聴取

①亀岡地区西部自治会関係役員を対象とした意見聴取方法の調整

8月9日(金) 19時～21時

参加者6人(亀岡地区西部自治会内関係町役員+齋藤亀雄氏)

- ・道路で地域が分断されるので余部安町線の整備には反対。市の案どおり都市計画を廃止してほしい。
- ・都市計画は百年の計である。廃止するのではなく、これから何十年掛かろうとも整備するというのが都市計画の本来の姿。今の職員は熱意が足りない。
- ・都市計画道路を整備するかしないかは個人の財産に関わる話であり、直接住民の意見を聴くべき。
- ・直接関係する余部町自治会と常盤町自治会を対象に地域住民の意見聴取方法について各町自治会長と調整されたい。

②余部町自治会長との調整

11月15日(金) 12時30分～12時45分 電話連絡

- ・11月10日の役員会でブロック長と調整した結果、都市計画道路の廃止に反対の意見もなく、亀岡市で3回も説明会をしているので、余部町自治会住民を対象とした意見交換会を開催する必要はない。
- ・役員からは、道路整備による利便性よりも住環境の悪化が懸念される、自動車交通を流入させるような道路は整備するべきでない、実現性がないなら廃止することが必要といった意見ばかりだった。
- ・余部自治会としては亀岡市の原案のとおり、整備の必要性や緊急性が低下した路線は廃止すべきという結論に至った。

③常盤町自治会内関係住民を対象とした意見交換会

11月25日(月) 20時5分～21時15分 参加者14人

- ・都市計画道路の廃止はいつ頃になるのか。見直すならスピーディにやらないと意味がない。
- ・高架道路が整備されるよりも今の静かな住環境が維持されることを望む。
- ・亀岡市の原案に反対する者しか意見を言わないのではないか。大半の市民が廃止に賛成だから説明会の参加者も少なかったのだと思う。
- ・常盤自治会としては亀岡市の原案のとおり、整備の必要性や緊急性が低下した路線は廃止すべきと考える。市の原案どおり進めていただきたい。

④亀岡地区西部自治会長に報告

12月5日(木) 15時40分～16時45分 亀岡地区自治会連合会事務所

- ・ 余部町及び常盤町での調整結果は了解。亀岡地区西部自治会としては直接住民の意見聴取をされたので進めてもらってよい。
- ・ 旧亀岡町のまちづくりに係る事項は、財産区役員や亀岡地区3自治会長、知識経験者で構成する亀岡地区自治振興協議会で取り扱うこととなっている。
- ・ 年内に開催される予定であるので、そこに話を通しておいてもらわなければならない。現会長の菱田議員と調整されたい。

■曾我部町を対象とした意見聴取

①曾我部町自治会役員を対象とした意見聴取

9月10日(火) 20時～22時 参加者13人(曾我部町自治会役員)

- ・ 都市計画道路を廃止する機会は今まででもあったはず。放置しておいて都市計画道路として整備できないから廃止というのは行政の怠慢でしかない。
- ・ 府道東掛小林線は朝夕の交通量が多く危険な状態であり、国道423号バイパスや球技専用スタジアムの完成による交通量の増加が懸念されるが、現道拡張は困難。
- ・ 都市計画道路として整備できないことは理解するが、並河西条線の都市計画を廃止したとしても、国道372号と国道423号を連絡する府道東掛小林線のバイパス道路を整備されたい。
- ・ 京都府や亀岡市、都市計画審議会などで検討して報告して欲しい。

■大井町を対象とした意見聴取

①大井町自治会長との調整

8月28日(水) 電話連絡

- ・ 直接的な影響は少なく、亀岡市で3回説明会を開催されていることから、大井町の住民を対象とした意見聴取の機会を設ける必要性は感じない。
- ・ 大井町自治会としてはこのまま進めてもらえばよい。

■吉川町を対象とした意見聴取

①吉川町自治会長との調整

7月25日(木) 吉川町自治会事務所で調整

- ・ 直接的な影響は少なく、亀岡市で3回説明会を開催されていることから、吉川町の住民を対象とした意見聴取の機会を設ける必要性は感じない。
- ・ 吉川町自治会としては整備の見通しが立たない路線は廃止すべきと考える。

産業建設常任委員会資料

平成26年2月10日

一産業観光部一

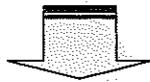
平成 23 年度、当時の資産活用プロジェクトにて整理された事項

【経営健全化推進本部会議】

- 今日の社会経済情勢から、当該地を工業団地として整備していくことは困難と判断し、次の考えで整理していくこと
 - ①希望する事業者があれば一括売却
 - ②実勢価格での売却
 - ③工業系に限定せずに広く探していく
 - ④売却までの間は、現状のままで活用したい事業者に貸付ける
- (23 年 2 月 本部会議確認)

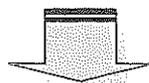
【市議会の意見】

- 今日の社会情勢、経済情勢の中では工業団地としての売却は困難と考えられるため、別目的での活用を検討するなり、新たな投資をせずに現状での売却を早期に進めること
- (22 年 6 月 特別委員会中間報告)
- これ以上経費負担が発生しないよう、早い時期に用地の売却を行い事業終結すること
- (23 年 10 月 決算認定付帯決議)



【土地利活用の考え】

- ①当地への立地意向を示す企業が皆無であったこと、加えて近隣の工場用地に優位性を示せるものがない中での用地造成は、リスクが大きく断念すべきと考える
 - ⇒現状では、工場用地として条件を欠くために、山林としての価値評価となる
 - ⇒好条件の工場用地の供給過多のときに、多額の投資を伴う用地造成は失敗となる
- ②現状での土地利用を望む事業への譲渡は維持して、企業リサーチは継続して行う
- ③昨年からの賃貸利用をさせている「ユ・メ・ミ ファクトリ」の地域効果や経営状況を数年みて、賃貸から譲渡の話を出し掛ける（現賃貸契約期間＝22 年 8 月～25 年 3 月末）
- ④公社簿価額の累増抑制のため、継続して有利子借入の削減措置を講じるとともに、現経営健全化計画が終了する 25 年度に第三セクター債を活用して整理してしまうことを目標に検討を進める
 - ⇒24 年度末簿価額約 12.9 億円（有利子借入 3.3 億円＋市からの貸付 9.6 億円）



【平成24、25年度上記土地活用の方針に基づき対応事項】

- ① ・国の工場適地（亀岡市西別院）を取り下げる（平成25年12月18日付通知）
- ② 企業リサーチを行い、この間、4業者（メガソーラー関連2社、リサイクル関連2社）より引き合いあり 内メガソーラー関連1社とは継続中

市より売却依頼業者

- 1) 大阪ガス 再生可能エネルギー施設の設置

・計画策定されるものの、事業採算ベースにならず、辞退

- ③ 「ユメミ」購入希望あるものの現賃貸部分のみを希望。
市としては一括売却を希望しているため、成立せず。（平成25年10月現在）
- ④ 平成24年10月より市が、全額貸付へと
25年度末簿価額約12.9億円（市からの貸付12.9億円）
【 内訳用地費約8.5億、利息3.9億、他0.5億】

【地元西別院町への対応】

- 今後の見通しとして上記内容説明。
- 一部貸付けている事業について、地元としては、完全に納得した状況ではない。
- 農業との連携や定住促進など地域還元性の高い利活用策を検討するよう求められる
(24/25年地域懇談会)

- リサイクル、メガソーラー関連業者の事業内容説明
現在、メガソーラー関連業者と交渉継続中の旨伝えている
(自治会・区)